

精華町手話の普及及び障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例(案)制定に向けたスケジュール

第1回 検討委員会(5/13)

- 条例検討の背景と策定について
- 精華町の現状について
- 条例の骨子案について
- 条例制定に向けたスケジュールについて

第2回に向けて・・・

- ・いただいたご意見を基に、条例の素案を作成します。
- ・条例制定後の取組について、関連団体にヒアリングを行います。

第2回 検討委員会(7/28)

- 条例の素案について、ご意見をいただく。

第3回に向けて・・・

- ・ヒアリング結果を報告します。

第3回 検討委員会(10/28)

- 条例の素案の内容確認と、条例制定後の取組についてご意見をいただく。

パブリックコメントに向けて・・・

- ・いただいたご意見を基に、素案を修正し、パブリックコメントに向けた準備を行います。

パブリックコメント 12月

第4回に向けて・・・

- ・パブリックコメントでのご意見を基に、素案を修正し、条例案を作成します。

第4回 検討委員会(1/13)

- 手話の普及及び障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例(案)について、ご意見をいただく。

3月議会に条例提案するための議案書作成します。

議会提案 3月

公表 令和8年4月